

現住所 〒 月 日現在 提出年月日 年 月 日 氏名	電話番号				
	個人番号				
フリガナ	生年月日	世帯主の氏名		続柄	
明・大 昭・平・令	年 月 日				

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除 社会保険の種類 給与・年金差引き 国民健康保険・後期高齢者医療保険等 国民年金等 介護保険等 合計	支払った保険料		1 収入金額等 事業 営業等 ア 農 業 イ 不動産 ウ 利 子 エ 配 当 オ 給 与 カ 雑 業 務 ク その他 ケ 総合課税 短期 コ 長期 サ 一時 シ	2 所得金額 事業 営業等 ① 農 業 ② 不動産 ③ 利 子 ④ 配 当 ⑤ 給 与 ⑥ 雑 業 務 ⑧ その他 ⑨ 合計 (7)+(8)+(9) 総合課税・一時 ⑪ 合計 ⑫	
	⑭ 生命保険料控除 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計 介護医療保険料の計				4 所得から差し引かれる金額 社会保険料控除 ⑬ 小規模企業 共済等掛金控除 ⑭ 生命保険料控除 ⑮ 地震保険料控除 ⑯ 寡婦、ひとり親控除 ⑰⑱ 勤労学生、 障害者控除 ⑲⑳ 配偶者(特別)控除 ㉑㉒ 扶養控除 ㉓ 雑損控除 ㉔ 医療費控除 ㉕ 基礎控除 ㉖ 合計 ㉗
	⑮ 地震保険料控除 地震保険料の計 旧長期損害保険料の計				
⑯-㉒ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除 ⑰ □ 寡婦控除 (□ 死別 □ 離婚 □ 生死不明 □ 未帰還) ⑱ □ ひどい親控除 ⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)					
⑳ 障害者控除 1 氏名 2 氏名 3 氏名		障害の程度 □ 特別 □ 普通 □ 同特			
㉑-㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 配偶者氏名 生年月日 個人番号 配偶者の合計所得金額		明・大 昭・平・令 <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
㉓ 扶養控除 1 氏名 個人番号 2 氏名 個人番号 3 氏名 個人番号		明・大 昭・平・令 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 控除額 万円			
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除 額の合計			
㉔-㉕ 16歳未満の扶養親族 1 氏名 個人番号 2 氏名 個人番号 3 氏名 個人番号 4 氏名 個人番号		明・大 昭・平・令 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 続柄 控除額			
㉖ 雑損控除 損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類 損害金額 保険金などで補填される金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額		万円 万円 万円			
㉗ 医療費控除 支払った医療費等 保険金などで補填される金額		万円 万円			

※所得控除は所得税法の金額で記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・道民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

6 給与の内訳

Table with 2 columns: 勤務先名, 収入金額. Includes a total row at the bottom.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with 5 columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with 5 columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a note about foreign corporations.

9 雑所得(公的年金等)に関する事項

Table with 2 columns: 支払者の名称, 収入金額. Includes a total row at the bottom.

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with 4 columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with 6 columns: 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額. Includes a calculation formula and instructions.

14 事業税に関する事項

Table with 2 columns: 非課税所得など, 前年中の開廃業. Includes a date field for start/end.

12 事業専従者に関する事項

Table with 6 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 専従者給与(控除)額. Includes a summary row for tax recognition.

15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

Table with 2 columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額. Includes explanatory text.

13 別居の扶養親族等に関する事項

Table with 4 columns: 氏名, 住所, 氏名, 住所. Repeated for multiple family members.

16 寄附金に関する事項

Table with 2 columns: 都道府県・市区町村分, 条例指定分. Includes explanatory text about donation tax.

17 所得金額調整控除に関する事項

Table with 6 columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 特別障害者に該当する場合, 別居の場合の住所.

この申告書に係る所得等のある方は、市民税・道民税申告書(分離課税等用)を合わせて提出してください。

所得控除（所得から差し引かれる金額）について

社会保険料控除 令和5年中に支払った社会保険料の合計金額。所得税と市・道民税の控除額は同じです。

生命保険料控除

I 新契約(平成24年1月1日以降に契約した生命保険、個人年金保険、介護医療保険)

所得税		市・道民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料の金額	12,000円以下	支払保険料の金額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
80,000円超	40,000円(上限)	56,000円超	28,000円(上限)

II 旧契約(平成23年12月31日以前に契約した生命保険、個人年金保険)

所得税		市・道民税	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料の金額	15,000円以下	支払保険料の金額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
100,000円超	50,000円(上限)	70,000円超	35,000円(上限)

☞ 下記の表を使って計算すると便利です。

一般の生命保険料		介護医療保険料		個人年金保険料	
新保険料等の金額の合計額	A 円	支払保険料等の金額の合計額	C 円	新保険料等の金額の合計額	D 円
旧保険料等の金額の合計額	B 円			旧保険料等の金額の合計額	E 円
A 円		C 円		D 円	
B 円		E 円		E 円	
生命保険料控除(A+B+C+D+E) 円					

地震保険料控除

区分	所得税控除額			市・道民税控除額		
	支払金額	計算式	限度額	支払金額	計算式	限度額
地震保険料	1円以上	支払保険料の金額	50,000円	1円以上	支払保険料×1/2	25,000円
旧長期損害保険料	10,000円以下	支払保険料の金額	15,000円	5,000円以下	支払保険料の金額	10,000円
	10,001円以上20,000円以下	支払保険料×1/2+5,000円		5,001円以上15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	
	20,001円以上	一律15,000円		15,001円以上	一律10,000円	
合わせて	合計(最高50,000円まで)			合計(最高25,000円まで)		

※ 旧長期損害保険料～平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除証明書をご確認ください。)

勤労学生控除

合計所得金額が75万円以下、勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下である方が対象です。

所得税控除額	市・道民税控除額
27万円	26万円

寡婦控除、ひとり親控除

令和3年度(令和2年分)から、「ひとり親控除」が加まりました。また、これまでの「寡婦控除」が「ひとり親控除」に変わりました。

本人が女性	配偶関係			死別	離別	未婚のひとり親	本人が男性	配偶関係			死別	離別	未婚のひとり親	
	本人合計所得			～500万	～500万	～500万		本人合計所得			～500万	～500万	～500万	
扶養親族あり	子	35万(30万)			35万(30万)	35万(30万)	35万(30万)	扶養親族あり	子	35万(30万)			35万(30万)	35万(30万)
		子以外	27万(26万)			27万(26万)	-			-	子以外	-		
なし			27万(26万)	-	-	なし			-	-		-		

寡婦控除

ひとり親控除

※ 死別・離別・未婚とも、住民票で事実婚であると明記されている場合を除く。寡婦控除については、配偶者の生死が明らかでない(生死不明・未婚遺)人も対象。
※ 表の上段は所得税、下段()内は住民税の控除額。

配偶者控除・配偶者特別控除

申告者の令和5年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の対象とはなりません。しかし同一生計配偶者となり、住民税を計算する上では扶養扱いになります。同一生計配偶者に該当する場合は、申告書表面「同一生計配偶者」欄に✓を記入してください。

☞ 下記の判定表で、申告者の合計所得金額(A)～(C)、配偶者の合計所得金額①～④、どこに該当するか確認の上、控除額表に当てはめて確認してください。

判定表	申告者の令和5年中の合計所得金額	配偶者の令和5年中の合計所得金額
(A) 900万円以下(給与収入の場合1,095万円以下)	① 48万円以下かつ年齢70歳以上(S29.1.1以前生)	
(B) 900万円超950万円以下(給与収入の場合1,095万円超1,145万円以下)	② 48万円以下かつ年齢70歳未満	
(C) 950万円超1,000万円以下(給与収入の場合1,145万円超1,195万円以下)	③ 48万円超95万円以下	
	④ 95万円超133万円以下	

判定表	配偶者控除			配偶者特別控除										
	①	②	③	④										
				95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下			
A	48万円 (38万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	36万円 (33万円)	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円			
B	32万円 (26万円)	26万円 (22万円)	26万円 (22万円)	24万円 (22万円)	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円			
C	16万円 (13万円)	13万円 (11万円)	13万円 (11万円)	12万円 (11万円)	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円			

※ 表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。その他は所得税控除・住民税控除同額。

扶養控除

扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合に適用。

区分	対象生年月日	控除額
老人扶養親族(70歳以上)	S29.1.1以前	同居 58万円 (45万円)
		別居 48万円 (38万円)
特定扶養親族(19～22歳)	H13.1.2～H17.1.1	63万円 (45万円)
一般の控除対象扶養親族	S29.1.2～H20.1.1	38万円 (33万円)
年少扶養親族(16歳未満)	H20.1.2～R5.12.31	-

※ 死亡している場合は死亡日までの現況となる。
※ 表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。

基礎控除

納税者本人の合計所得に応じてそれぞれ次のとおりです。

令和5年中の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円 (43万円)
2,400万円超2,450万円以下	32万円 (29万円)
2,450万円超2,500万円以下	16万円 (15万円)
2,500万円超	0円 (0円)

※ 表の左側は所得税、右側()内は住民税の控除額。その他は所得税控除・住民税控除同額。

障害者控除

区分	普通障害者	特別障害者	同居特別障害者
本人	27万	40万	-
	(26万)	(30万)	-
扶養1人につき	27万	40万	75万
	(26万)	(30万)	(53万)

※ 特別障害者は身体障害1・2級、療育A、精神障害1級、介護認定4・5が該当。
※ 表の上段は所得税、下段()内は住民税の控除額。
※ 16歳未満の年少扶養親族も控除対象。

恵庭市役所 総務部 財務室 税務課 市民税担当
0123(33)3131 内線1413・1414・1415